

2016 年 9 月 15 日

野生生物保全論研究会 事務局長 鈴木希理恵様

石井信夫（東京女子大学）

拝復 7 月 22 日付け書簡、確かに受け取りました。引用されている私のコメントは、公表を前提に書かれたものではなく、貴研究会会長 安藤元一先生に宛てた個人的メモでしたので、いただいた書簡をふまえたうえで、下記のとおり説明を加えたいと思います。ロリス

類の違法取引問題について再考する機会を作ってくださいましたことを感謝いたします。

敬具

記

以下、「1. 論文について」で私が指摘した点に関する追記、「2. 課題」については改めて整理した考え、最後に論文全体についての意見を述べます。

1. 論文について

1) 自然研による登録票の発給件数と事項が調べられていない。

法で定める登録機関として環境省に代わって登録関係事務を担当している立場の自然環境研究センターが答えられないのは当然なので、環境省に問い合わせるべきであったと思います。

2) 輸入統計が示されていない。

私の説明不足で、これは CITES データベースにある輸出入統計のことを指しています。論文 16 ページに簡単な記述がありますが、他の文献は引用されていないので、国内の生残数などを推測するために、表またはグラフの形で示されるべきだったと思います。

3) 「種の保存法」に基づく登録票を CITES permit (Fig.1 キャプション) と混同しているなど、条約や国内法について理解できていない。

4) 調査期間が罰則強化と同時期の 2014 年 7 月（法改正は前年）までであり、法律改正は当然知っているべきなのに、古い規制内容が記述されている。

以上 2 点については、訂正が行われるとのことですが、論文に誤りが含まれたことには日本人共著者の責任があると思います。また、論文 18 ページでは「種の保存法」と「外為法」とが混同されていて、「種の保存法」が制定された 1992 年まで条約履行に係る国内法がなかったとの記述があり、その点についても訂正が必要です。

5) 2000～2013 年の期間に 400 頭の没収があったとしているが、附属書 I 移行後（2008

年以降) はほとんどゼロになっていることの指摘と評価がされていない。

2000 年以降に合法的な輸入がないのは、「感染症法」に基づくサル類輸入の原則禁止によると考えられます。隠して持ち込もうとした事例の摘発など、2000 年から 2013 年までに 400 頭の違法輸入阻止が行われたことは、税関がきちんとチェックをしていることの証左であり、評価すべきだと思います（見逃しの可能性がないとは言いません）。また、没収件数が 2008 年以降ほぼゼロになったのは、附属書 I 移行により「種の保存法」に基づく登録が必要になったため、密輸個体の国内取引が難しくなったことに関係する可能性があります。以上のような指摘と考察が論文の中で必要だったと思います。

6) 海外の動物園での事例に基づいて飼育繁殖は難しいとしているが、飼育繁殖の可能性は否定できない（ピグミースローロリスは飼育繁殖できるらしい）。ハイブリッドがいることは飼育下繁殖を示唆しているのに、そのことへの言及がない。飼育繁殖個体と称しているが、実際は違法な由来の個体であるという印象を（証拠なく）作ろうとしている。

論文の記述からは飼育下繁殖とされる個体のほとんどが実際には密輸入された野外捕獲個体との印象を受けますが、技術的に難しいものの飼育下繁殖は可能であり、国内に飼育下繁殖個体が相当数いる可能性があります。なお、伝聞情報ですが、とくにピグミースローロリスで繁殖が容易であるという事実はないので、その点は訂正します。

7) スローロリス類の絶滅のおそれを高めている要因として、生息地の破壊とペット取引目的の捕獲があげられているが、前者の要因についての具体的言及がなく、後者の要因に日本がどれだけ関わっているかの評価がない。

この論文はスローロリス類の違法取引に絞って書かれているとのことですが、日本におけるペット取引がスローロリス類の種の存続にどのくらいのインパクトを及ぼしているかを評価するために、生息地の破壊状況や野外からの捕獲頭数、原産地を含む海外での取引頭数など、日本国内での取引以外の要因についても、少なくとも概要は記述すべきと考えます。

8) 日本が多く野生生物取引に関わっていること、留保があること、罰則が緩いこと（誤り）など本件に直接関係のない記述があり、さらに日本の事例ではないのに、野外捕獲個体を飼育繁殖個体と偽る例があること、税関職員が腐敗していること（日本では考えられない）、偽の許可証が用いられること（同左）などをあげて、あたかも日本では違法な取引が横行しているかのような印象を与えようとしている。

税関で差し止められずに、あるいは税関を通らずに、違法に持ち込まれた個体がないとは私も考えていません。ロリス類に関して、密輸や種の保存法違反があることも事実です。

しかし、ロリス類の取引に直接関係のないことや、日本の事例でないことを記述することにより、日本におけるワシントン条約の履行状況に問題が多いという印象を読み手に与えてしまうのは学術論文として適当でないと思います。

2. 課題

ロリス類の取引に関わる違法行為として以下のようなことが考えられます。「合法的」に入手した人の権利を尊重し、コストと保全上の効果のバランスを考慮しつつ、違法行為を排除するために、法制度やその運用などについて具体策を提案することが重要です。また、国内に持ち込まれる段階と、持ち込まれてからのことを区別することが必要です。なお、対策に関する私自身の考えについて、詳しくは別の機会に譲りたいと思います。

1) 水際規制

- ・税関をすりぬける、あるいは税関を通さずに洋上などから持ち込む。

2) 種の保存法に基づく登録

- ・原産国から密輸入された個体を合法的に輸入された個体と偽って登録申請する。

論文で指摘されているようにジャワスローロリスは違法な起原の個体と思われます。ただし、違法に輸入された個体が合法的な個体と偽って登録されたものか、合法的に輸入された個体の登録票が違法個体に付け替えられたものかなどが不明で、対策も異なると思います。ロリス類の分類がごく最近まで非常に混乱していた（現在もしている）ことも、さまざまな問題を引き起こしているようです。正確な種・亜種の同定や産地の特定が重要と思います。

- ・特に、2000年以降に密輸入された個体を、1999年以前に合法的に輸入された個体と偽って登録申請する。

論文で指摘されているように、合法的に輸入され、登録可能な個体は、1999年以前に輸入されたものに限られるので、年齢は現時点（2016年）で少なくとも17歳以上であり、多くが寿命を迎えているはずですから、今後は、国内で飼育下繁殖した個体を除けば、合法的な個体が新規に登録されることはまれだと思います。正確な年齢査定、飼育下繁殖の確認が重要と思います。

- ・密輸入された個体が飼育繁殖個体と偽って登録申請される。

これについても正確な種・亜種の同定、年齢査定、飼育下繁殖の確認が重要と思います。

- ・登録票が死亡時に返納されず、別個体（密輸個体など）に付け替えられる。

このことに関連して、いただいた書簡には「登録票の表記より若い個体が販売されていた件を、2014年5月29日付で環境省野生生物課と警視庁に報告しましたが立件には至りませんでした。警視庁の担当者によると、現在の登録制度では裁判所に提出する証拠には不十分で、種の保存法による立件は難しいとのことでした。」とありますが、現在の登録制度における具体的な問題点の指摘と改善策の提案をしていただければと思います。

3. 論文についての感想

この論文が違法行為やその可能性のある事例を指摘していることは意義があると思います。しかしこの論文には、現在の日本の法制度や執行体制における具体的な不備の指摘、違法行為を排除するための対策案があまり述べられていません。他国の有効な事例の紹介などありません。違法行為の存在しない法制度はありませんから、違法行為の指摘だけでは不十分です。

また、この論文は、日本におけるロリス類の取引状況に関して、英文で書かれた数少ないもののようですから、最低限必要な情報の概要をカバーし、読み手に誤解を与えないように正確でバランスの取れた、また、具体的な問題点の指摘と対策の提案が含まれる論文とすべきであったと思います。この論文が引用されることで誤った情報が拡散する懸念もあります。

現在、環境省による「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」において現行制度の問題点と対策が検討されていますので、今後、状況が改善されることを期待します。私も検討会のメンバーなので、有効な対策につながる提案をしたいと思います。また、日本におけるロリス類の取引に多くの問題、とくに違法な事例が存在することを、正確な情報に基づいて広く社会に周知することが必要と考えます。私も協力したいと思います。

以上